

アニマルウェルフェアの考え方に対応した 家畜の飼養管理指針について

菅 谷 公 平 (農林水産省生産局畜産部)

Sugaya, K. (2009). The care and handling guideline of pigs for animal welfare

ALL about SWINE 35, 3-8

はじめに

産業動物において、「アニマルウェルフェア」が問われることは我が国ではこれまで非常に少なかったため、産業動物における「アニマルウェルフェア」が何を意味するのか、どのように取り組むべきものなのかについては、畜産関係者にとって、まだまだ馴染みのないところである。現在、農林水産省では、(社)畜産技術協会を事業実施主体とする事業を実施し、様々な分野の有識者のご参画による検討会を設置して、畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の策定に取り組んでいるところである。本年3月には、豚及び採卵鶏の飼養管理指針が取りまとめられたところであり、ここでは、海外のアニマルウェルフェアをめぐる状況などとともに、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」の考え方などについてご紹介する。

I 海外の“Animal Welfare”をめぐる動向

“Animal Welfare”については、欧州を中心に世界的に議論が行われているが、その取組の手法などは、地域、国によって様々である。

(1) 欧州

欧州では、1960年代に、ルース＝ハリソンの著書「アニマル・マシーン」の刊行により、集約型畜産についての問題が提起され、その後の議論を経つつ、順次、家畜の飼育方法の基準化が進められている。動物全体の基準としては、1976年には、「農業目的で飼育される動物の保護のための欧州協定」が定められ、1998年には、「農業目的で飼育される動物の保護のための理事会指令」が定められている。豚については、1991年に、「豚の保護のための最低基準を定める理事会指令」が定められているが、これは、一定期間を除いて、繁殖豚のストール飼育を禁止するなど非常に厳しい内容となっている。

なお、欧州では、下に掲げた「5つの自由」という考え方が確立されており、“Animal Welfare”を実行する上での基本的理念とされている。

(2) 米国, カナダ

米国では、“National Pork Board (全米豚肉協会)” が、“Swine Care Handbook (養豚管理ハンドブック)” を策定し、生産者の自主的な取組として、“Animal Welfare”に取り組んでいる。また、カナダでは、生産者団体、流通小売団体、農

表1 “Five Freedoms” (5つの自由)

- | |
|--|
| ① 飢餓と渇きからの自由
“Freedom from hunger and thirst” |
| ② 苦痛, 傷害又は疾病からの自由
“Freedom from pain, injury and disease” |
| ③ 恐怖及び苦悩からの自由
“Freedom from fear and distress” |
| ④ 物理的, 熱の不快感からの自由
“Freedom from discomfort” |
| ⑤ 正常な行動ができる自由
“Freedom to express normal behaviour” |

業・獣医学の専門家, 大学, “Animal Welfare” の関連団体からなる委員会による “Recommended Code of Practice for The Care and Handling of Farm Animals (Swine) (家畜の管理・取扱いについてのガイドライン(豚))” に即して, “Animal Welfare” に取り組んでいる。

(3) O I E (国際獣疫事務局)

O I Eにおいては, 「動物の健康と “Welfare” の間には重大な関連性がある」「畜産動物の “Welfare” の改善は, 生産性と食の安全を改善する可能性がしばしばあり, 従って経済的な利益を生み出すことが可能である。」との観点から, “Animal Welfare” についてのガイドラインの作成を行ってきている。これまで, 「動物の陸送」, 「動物の海上輸送」, 「と畜」, 「疾病コントロールのための人道的な動物の殺処分」に関わるガイドラインが既に定められており, 2010年までには, 「畜舎及び飼養管理についてのガイドライン」が策定される予定となっており, 現在, 議論が進められているところである。

II 我が国における取組み等

(1) 動物愛護管理法 (動物の愛護及び管理に関する法律)

我が国においては, 広く動物全般を対象とする動物の愛護と管理を目的とした総合的な法律として, 環境省所管の「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められている。元々は, 「動物の保護及び管理に関する法律」という名称であったが, 国民生活におけるペットの重要性の高まりや, ペット等の虐待事件の社会問題化等の状況を踏まえ, 人と動物のより良い関係づくりを進めること及びそれを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していく観点から平成11年に改正が行われ, 現行の名称となっている。

法律では, 動物を実験動物, 産業動物, 家庭動物, 展示動物の4つのカテゴリーに整理し, 環境大臣が基準を定めることになっており, 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」については, 昭和62年に定められている。(表2)「第1 一般原則」として, 「管理者及び飼養者は, 産業動物の生理, 生態, 習性等を理解し, かつ愛情をもって飼養するように努めるとともに, 責任を持ってこれを保管し, 産業動物による人の生命, 身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること」とされているように, 「愛護」だけでなく, 人の生命, 身体又は財産に対する侵害防止のための「管理」にもポイントが置かれている。しかしながら, 「産業動物の衛生管理」や「導入・輸送にあたっての配慮」等についても基準が定められるなど, アニマルウェルフェアを考えるに当たっての基本的な事項の一部は, この基準の中で規定されている。

表2 産業動物の飼養及び保管に関する基準

【産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月9日総理府告示22号）】

第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

(2) 農林水産省の取組

ア 快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会

農林水産省として、「アニマルウェルフェア」への取組の検討を開始したのは、近年になってからであり、平成18年度に有識者の方々に参画いただき、「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」（事務局：(株)畜産技術協会）を開催した。報告書は、協会のHP（http://jlta.lin.go.jp/chikusan/aw/h18/AW18_report.pdf）に掲載されているが、本報告書では、「『アニマルウェルフェア』の意味を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して議論を行った。」としており、また、今後の取組として、「諸外国の科学的知見をも参考にしながら畜種ごとに具体的に検討を行い、消費者も含めた関係者間で十分理解されたアニマルウェルフェアに基づく飼養管理ガイドラ

インを策定することが重要である」とされている。

イ 畜種別の飼養管理指針の策定

上記の報告書を受け、平成19年度から、具体的に畜種毎の飼養管理指針を策定するための検討会が開催され、とりまとめられたのが、「はじめに」で述べた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」である。この指針は、2年間にわたる専門家の方々のご議論を踏まえ、策定されたものであり、その内容は、10数ページにわたり、飼養管理の細かい部分まで配慮されたものとなっている。全文は、畜産技術協会のHPに掲載（http://jlta.lin.go.jp/chikusan/aw/h20/pig/pig_guide.pdf）されているので、是非、ご一読いただきたいと思うが、ここでは、「一般原則」について、ご紹介させていただく。

この一般原則は、コンパクトに、今回作られた

表3 アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針（一般原則）

第1 一般原則

1 本指針での「アニマルウェルフェア」の定義

“Animal Welfare”は、日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳されている場合がある。しかし、「福祉」という言葉が社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来の「幸福」や「良く生きること」という考え方が十分に反映されておらず、誤解を招くおそれがある。

そのため、本指針では、「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義することとする。

2 わが国の畜産とアニマルウェルフェア

経済のグローバル化による輸入畜産物の増加に対応しつつ、消費者のニーズに合った安全・安心な国産畜産物を供給することにより、今後ともわが国の畜産が安定的に発展していくためには、家畜の生産性の向上を図っていくことが重要な課題である。家畜の飼養管理を行う上で、家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産につながり、また、家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくものである。

なお、アニマルウェルフェアへの対応とは、最新の施設や設備を導入することを生産者が求められるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が考慮し、実行することである。本指針では、畜舎の構造や設備についても言及しているが、アニマルウェルフェアへの対応において、最も重視されるべきは、施設の構造や設備の状況ではなく、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の供給等の適正な飼養管理により、家畜が

アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針について

健康であることであり、そのことを関係者が十分認識して、その推進を図っていく必要がある。

3 国際的な動向

“Animal Welfare” に先進的に取り組んでいる欧州においては、1960年代、密飼い等の近代的な畜産のあり方についてその問題が提起され、英国で提起された「5つの自由」を中心に“Animal Welfare”の概念が普及し、現在では、EU指令として“Animal Welfare”に基づく飼養管理の方法が規定され、各国はEU指令に基づき、法令・規則等をそれぞれに定めている。

また、米国、カナダ、豪州等でも、生産者団体や関係者が独自にガイドラインを設定する等によりそれぞれが“Animal Welfare”に取り組んでいる。さらに、国際獣疫事務局(OIE)においては、“Animal Welfare”に関するガイドラインの検討が始まり、2005年には輸送やと畜に関するガイドラインが策定され、現在、畜舎や飼養管理に関するガイドラインの検討が進められている。今後も、“Animal Welfare”をめぐる国際的な動向の変化に留意する必要がある。

(参考) 「5つの自由」

アニマルウェルフェアの観点では、元々、欧州において定着し、国際的にも知られた概念である「5つの自由」(①飢餓と渇きからの自由、②苦痛、傷害又は疾病からの自由、③恐怖及び苦悩からの自由、④物理的、熱の不快感からの自由、⑤正常な行動ができる自由)について、わが国でも考慮する必要があると考えられる。その中には、「①飢餓と渇きからの自由」、「②苦痛、傷害又は疾病からの自由」、「③恐怖及び苦悩からの自由」、「④物理的、熱の不快感からの自由」のように、家畜の健康及び生産性と密接に関連することから、わが国でも受け入れられやすいものもあり、これらについては本指針でも考慮して作成を行っている。また、「⑤正常な行動ができる自由」、例えば、豚におけるルーティング(鼻先で土やワラ等を掘り返す行動)等は、豚の中に強い行動欲求があることが知られ、それらが阻害されることにより、尾かじり等の発生の要因となると考えられていることから、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素である。一方で、これらの行動に対応する飼養方式への変更にはコストがかかり、最終的には消費者負担の上昇を招かざるを得ないことや生産性との関連は必ずしも明らかでないこと等から、産業としてわが国の畜産を考えた場合、どのように位置づけていくべきか、今後、さらに議論や研究が必要である。

4 本指針の活用

本指針は、社団法人畜産技術協会が検討会を設置し、業として豚を飼養する者を対象に、農場内において、アニマルウェルフェアに適切に対応した豚の飼養管理を実施するための指針としてとりまとめ、公表するものである。今後、本指針を基に、生産者団体が自主的なガイドラインを作成すること等により、アニマルウェルフェアに生産者が積極的に取り組み、さらには、行政機関においても、本指針を活用して、アニマルウェルフェアの取組を生産者等に積極的に普及啓発することを期待するものである。

わが国では、これまでアニマルウェルフェアについて深く議論されることが少なかったため、アニマルウェルフェアに対する生産者、消費者等の理解は必ずしも十分ではない。このため、生産者自身がアニマルウェルフェアの考え方を十分理解するよう努めるとともに、消費者や食品流通業者等に対しては、畜産の実態を含めて正しい情報提供に努め、理解の醸成を図ることも重要である。

5 関係法令の遵守

家畜の飼養管理に関する法令上の基準等については、動物愛護管理法に基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や家畜伝染病予防法に基づく「家畜飼養衛生管理基準」等が定められている。アニマルウェルフェアへの取組に当たっては、それらの法令上の基準等を遵守することが必要である。

6 本指針の見直し

本指針は、将来新たな科学的知見が得られた場合や国際的な動向の変化等に対応し必要に応じて見直しを行うものとする。

また、現在の科学的知見は、欧米で得られたものが中心であるが、今後は、わが国独自の研究が一層進展し、本指針の見直しに寄与することが期待される。

飼養管理指針の基本的考え方がまとめられたものとなっている。ここでは、「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義するとともに、「家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくもの」としている点が大きな特徴である。さらには、「正常な行動ができる自由」については、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素である一方で、コストの問題、消費者負担の上昇の問題等にも触れられ、「産業としてわが国の畜産を考えた場合、どのように位置づけていくべきか、今後、さらに議論や研究が必要であるとされている。」以上からもわかるとおり、本指針では、「アニマルウェルフェア」を生産性を犠牲にして取り組むものではなく、またコスト負担を増

すものではないとする一方で、今後も議論・研究を重ねていく余地があるものと考えられている。

「アニマルウェルフェア」については、これまで日本では十分な議論も行われておらず、また、言葉の定義や考え方も含めて、生産者、消費者、行政機関の担当者等でも十分な知識もない状況であると考えられる。この指針がスタートラインとなって、我が国でもアニマルウェルフェアについて、議論や研究が一層、進められるような状況になるよう、担当者として、できるだけ様々な場面で、指針の普及啓発を行うことなどにより、一人でも多くの方にアニマルウェルフェアの考え方等について、知っていただくともに、今後、様々な場所で議論していただけるよう努力していきたいと考えている。